

奈良工業高等専門学校毒物・劇物及び危険物取扱規程

平成26年4月1日制定

令和2年8月26日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物，劇物及び危険物（以下「毒劇物等」という。）の取扱いについては，法令その他別に定めるもののほか，独立行政法人国立高等専門学校機構毒物，劇物及び危険物取扱規則（平成24年規則第114号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(管理者等)

第2条 本校における管理者は校長とし，管理責任者（以下「責任者」という。）は事務部長とする。

2 毒劇物等を取り扱う者（以下「取扱者」という。）とは，毒劇物等を職務上又は教育研究上取り扱う教職員をいう。

(取扱者の業務)

第3条 取扱者は，「毒物・劇物取扱者届出書（別紙第1号様式）」により，責任者に届け出なければならない。

2 取扱者は，毒物・劇物の品目毎に規則第10条第1項に規定する「毒物・劇物使用簿」（以下「使用簿」という。）を備え，常に毒物・劇物の使用状況及び保管場所を明らかにしておかなければならない。

3 取扱者は，毒物・劇物の計画的な購入を図るとともに，不用及び不明な毒物・劇物の発生防止に努めなければならない。

(事故の際の措置)

第4条 取扱者は，その取扱いに係る毒劇物等が盗難に遭い又は紛失したときは，直ちにその旨を責任者に届け出て，その指示に従わなければならない。

2 取扱者は，その取扱いに係る毒劇物等が飛散し，漏れ，流れ出，しみ出又は地下等にしみ込んだ場合等，災害が発生する恐れがあるときは，直ちに責任者に届出るとともに，災害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

(毒物・劇物の移管)

第5条 取扱者がその取扱いに係る毒物・劇物を他の取扱者に移管する場合は，その移管する毒物・劇物に係る使用簿を添えて「毒物・劇物移管届出書（別紙第2号様式）」

により責任者に届け出なければならない。

(毒物・劇物の廃棄)

第6条 取扱者及び責任者は、毒物・劇物のうち今後使用する見込みのないもの、ラベルの表示が消えて薬品名が不明な物及び使用済容器については、規則第10条第3項及び第4項に規定する手続きを取らなければならない。

(毒物・劇物の検査)

第7条 規則第11条第1項から第3項の規定に基づき検査を実施した検査員が管理者に報告する書式は、「毒劇物等検査報告書(別紙第3号様式)」とする。

(事務)

第8条 毒劇物等に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校毒物・劇物取扱規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

別紙第 1 号様式 (第 3 条第 1 項関係)

年 月 日

毒劇物等管理責任者 殿

毒物・劇物取扱者

所属

氏名

印

毒物・劇物取扱者届出書

奈良工業高等専門学校毒物・劇物及び危険物取扱規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

毒物・劇物の品目及び数量

毒物・劇物の保管場所

取扱開始を希望する年月日

年 月 日

別紙第2号様式（第5条関係）

年 月 日

毒劇物等管理責任者 殿

毒物・劇物取扱者

所属

氏名

印

毒物・劇物移管届出書

奈良工業高等専門学校毒物・劇物及び危険物取扱規程第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 移管する毒物・劇物の品目及び数量

2. 移管先の毒物・劇物取扱者

3. 移管先の毒物・劇物保管場所

4. 移管を希望する年月日

年 月 日

毒劇物等検査報告書

検査項目		適切	不適切
1	専用保管庫の設置		
	① 専用保管庫（金庫又は金属製ロッカー等）に保管されているか		
	② 保管庫は施錠されているか		
	③ 保管庫は毒劇物専用のものであり、一般薬品等と同一保管庫に収納されていないか		
	④ 保管庫以外のものに保管されていないか		
	⑤ 毒物等の保管数量は最小限度であるか		
2	保管庫の施錠		
	① 鍵の保管は取扱者が行っているか		
	② 保管庫の施錠に関する確認や点検は取扱者が行っているか		
3	保管庫及び容器への表示等		
	① 保管庫及び容器に「医薬用外」の文字及び毒物については赤字に白色をもって「毒物」、劇物については白地に赤色をもって「劇物」と表示を行っているか		
	② 毒劇物の名称が容器に明示されているか		
	③ 保管容器に異常はないか。（容器の割れ・ヒビ等）		
4	毒物・劇物使用簿の整備		
	① 毒物・劇物使用簿を備えているか		
	② 毒物・劇物使用簿で”異動年月日””購入量””使用量””現在量”が正確に記載されているか		
	③ 毒物・劇物使用簿の備考欄に”使用目的”が記載されているか		
	④ 使用された毒劇物の適正な使用、処分を確認しているか（異動ごとにおける、取扱者の押印を確認）		
	⑤ 現物と帳簿が一致しているか		
	⑥ 取扱者において、定期的※に数量と使用簿等との照合を行っているか		
5	地震等の災害に対する対策		
	① 保管庫には、床に固定する等の転倒等の防止措置が講じられているか		
	② 保管容器に転倒防止措置（仕切付きトレイ等）を講じているか		
6	廃棄処理		
① 3年間使用がなく、今後の使用予定がないものが保管されていないか			

※ 定期的とは：本来は使用する毎に照合確認を行うべきであり、更に定期照合により2重チェックを目指す

①年間を通じて実験実習等で使用する場合は毎月 ②常時使用しないが、定期的に使用する場合は4半期 ③ある特定の期間に集中して使用する場合は半年ごと

毒劇物等管理者 殿

保管場所

検査年月日

年

月

日

検査員

取扱者

印

印